

# 袖ヶ浦市地域公共交通計画策定調査業務委託 仕様書

## 1 業務名

袖ヶ浦市地域公共交通計画策定調査業務

## 2 目的

袖ヶ浦市の公共交通は、鉄道（JR 内房線、JR 久留里線）や高速バス、路線バス及びタクシーなどが運行中で、袖ヶ浦駅利用者は近隣市でのアウトレットモールの拡張や駅周辺の土地区画整理事業等により増加傾向で、また、高速バスも便数が年々増加し、利用者は増加している。

一方で、路線バス利用者は、自家用車の普及及び人口減少等により減少傾向であり、今後さらに加速していくことが懸念される中で、高齢化の進展や運転免許証返納者の増加等により、地域の移動手段の必要性が高まっている。

本業務では、今後の人口減少や高齢化を見据えつつ、持続可能な地域公共交通網を形成するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づき設置されている袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が公共交通施策のマスタープランとなる「袖ヶ浦市地域公共交通計画」を策定するために必要な調査を行うことを目的とする。

## 3 委託期間

令和3年10月1日から令和4年3月31日まで（ただし、令和4年度においても、令和4年5月末頃に新たに契約を締結し、地域公共交通計画策定業務を行うものとする。）

## 4 対象範囲

本業務の対象範囲は、袖ヶ浦市全域とする。

## 5 業務内容

令和3年度における業務内容は次のとおりとする。

なお、業務内容は地域公共交通計画の策定に必要と考える事項を示したものであり、受託事業者の企画提案により調整することとする。

ただし、同趣旨のもので代替できる案の提示ができるものとする。

### 【令和3年度】

(1) 公共交通に関する現況把握

- ① 人口動向（総人口、地区別、年齢3区分別、将来人口）、主要施設等配置状況及び交通特性等の地域特性の整理
- ② 既存公共交通の現況把握
- ③ 上位・関連計画におけるまちづくりの方向性の整理

(2) 市民等の意向把握アンケート調査

① 市民アンケート調査

※無作為抽出した2,000人を対象とする。

ア 調査票の設問設定

イ 調査票作成・印刷

ウ 発送用及び返信用封筒の作成

エ 調査票の封入

オ 調査票のデータ入力

カ 調査票の集計及び分析

キ 報告書の作成

※ 調査対象のデータ抽出及び宛名ラベルの作成は、市で行う。

※ 回収率は、2,000人のうち50%~60%を想定

※ 無作為抽出の経費、郵便の返信に係る経費は、市の負担とする。

② 路線バス及び高速バス利用者アンケート調査

③ 市内主要施設利用者聞き取り調査

④ 地区別意見交換会の開催

ア 会議運営に係る提案・支援

イ 会議への出席（助言・提言等）

ウ 関係資料の作成及び要旨での議事録の作成

⑤ 交通事業者・関係団体アンケート調査

(3) 地域公共交通を取り巻く課題の整理

① 上記(1)及び(2)の結果を踏まえた課題の整理

(4) 協議会会議の運営支援（2回程度）

① 会議資料の作成

② 会議への出席（助言・提言等）

③ 会議報告書の作成

(5) 打合せ協議（4回程度）

① 業務着手時、業務の主要な区切り時及び完了時における打合せ協議

参考として、令和4年度の業務内容は次のとおり。

**参 考**

**【令和4年度】**

(1) 地域公共交通に係る基本方針及び目標の設定

① 地域公共交通を取り巻く課題の解決を図るための基本方針及び目標の設定

② 公共交通ネットワークのあり方及び方向性の設定

(2) 具体的な事業の検討

- ① 目標を達成するための事業概要、実施主体及びスケジュール等の検討

(3) 計画の評価方法の設定

- ① 事業の推進体制、評価方法及びスケジュール等の設定

(4) パブリックコメントに関する支援

- ① パブリックコメントの実施に関する公表用資料の作成  
② 市民等から寄せられた意見の整理、回答案の作成

(5) 地域公共交通計画の策定等

- ① 地域公共交通計画書の構成案の作成  
② 地域公共交通計画書の図表、図面、イラスト、概念図、写真等の提供  
③ 地域公共交通計画書の印刷版データの作成

(6) 協議会会議の運営支援（3回程度）

- ① 会議資料の作成  
② 会議への出席（助言・提言等）  
② 会議報告書の作成

(7) 打合せ協議（5回程度）

- ① 業務着手時、業務の主要な区切り時及び完了時における打合せ協議

## 6 成果品等

本業務の成果品は、以下のとおりとする。納入場所は、協議会事務局（袖ヶ浦市企画政策部企画政策課内）とし、成果品の提出期限は協議により決定する。

製本、データの仕様等の詳細については、受託事業者と協議する。

### 【令和3年度】

- (1) 調査業務報告書 A4版3部、電子データ一式  
※各種調査集計・分析結果、各地区意見交換会報告書を含む

### 【令和4年度】

- (1) 袖ヶ浦市地域公共交通計画 A4版50部、電子データ一式  
(2) 袖ヶ浦市地域公共交通計画（概要版） A4版50部、電子データ一式  
(3) 業務報告書 A4版3部、電子データ一式

## 7 その他

- (1) 受託事業者は、業務着手前に本業務にかかる作業方針を提示し、協議会の承諾を得ること。

- (2) 受託事業者は、本業務に関する文献等の資料や実証段階から実用段階にある先端技術等の情報を常に収集し、十分な調査をすること。
- (3) 協議会は、業務に必要な資料を所定の手続によって貸与する。
- (4) 受託事業者は、業務の遂行に際し、技術論文等の文献その他の資料を引用した場合には、その出典を明記すること。
- (5) 受託事業者は、本業務で調査収集した文献等資料を協議会に提出すること。
- (6) 本業務に必要な資料の収集に要する証明書・申請書等の交付は、受託事業者の申請による。

## 8 注意事項

- (1) 受託事業者は、袖ヶ浦市情報公開条例（平成11年条例第1号）及び個人情報保護条例（平成8年条例第15号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 業務の履行にあたっては、協議会の担当者（企画政策部企画政策課職員）と緊密に連絡をとること。
- (3) 業務完了後、受託事業者の責に帰すべき事由による成果物の不良箇所が発見された場合には、受託事業者は速やかに協議会が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託事業者の負担とする。
- (4) 成果物の所有権、著作権、利用権は協議会に帰属するものとする。

## 9 その他の事項

この仕様書に定めのない事項及び仕様書について疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

## 10 事務局連絡先

〒299-0292

千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

袖ヶ浦市企画政策部企画政策課 担当 御園生

TEL：0438-62-2327

FAX：0438-62-5916

E-mail：[sode01@city.sodegaura.chiba.jp](mailto:sode01@city.sodegaura.chiba.jp)